

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地形の概要

松崎町は静岡県の東部、伊豆半島西海岸の南部に位置し、三方を天城の山稜に囲まれ、西に駿河湾を望み、北は西伊豆町、東は河津町と下田市、南は南伊豆町に接している。

町の面積は、85.24k m²で、町境から発する溪流は2級河川那賀川、岩科川となって東西に貫流し、起伏に富んだ地形を醸し出している。海岸線は、入り江や断崖等屈曲に富んだ景観を呈し、富士箱根伊豆国立公園並びに名勝伊豆西南海岸に指定されている。

(2) 地域の災害等リスク

(風水害)

最近の豪雨による災害発生状況を分析した資料によると、未改修の中小河川にその被害が集中している。

・那賀川、岩科川流域

両河川とも未改修に伴う流下能力不足が懸念されており、降雨量が80~100mm程度になると、未改修区間において水位上昇に伴う各支川の排水不良と合わせて、内水氾濫や周辺道路の冠水等が予想され、さらに降雨が継続すると堤防からの越水の恐れもある。

那賀川流域においては、明伏、大沢地区より下流にかけ、岩科川流域においては、峰地区から下流にかけ、それぞれ浸水、冠水等の恐れがある。

(高潮・高波)

各海岸とも防潮堤等の施設は整備されているものの、台風・低気圧等の高潮・高波の影響を受けやすい。季節的には、8月から10月下旬にかけて台風の影響による高潮・高波が発生することがある。

(地震・津波)

当町は急傾斜地の危険個所が多く、山崩れ、がけ崩れの危険性が高い。また、震源地が遠州灘から熊野灘に近いところでは、津波の危険度が高く警戒が必要である。

また、静岡県は、有史以来たびたび地震・津波の災害に見舞われている。現時点において、当町に著しい被害を及ぼすと想定される地震のうち、その切迫性が指摘されている地震としては、南海トラフ大地震がある。

静岡県第4次地震被害想定によると、震度6弱から5弱となるケースが多いと予測され、レベル1での人的被害は死傷者数最大1,700人、レベル2では最大3,030人の被害が想定される。

(地すべり、山崩れ等)

現在、門野地区が国の地すべり防止区域になっているのをはじめ、明伏、子浦浜、上道部等が県の急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。その他、危険個所が多くみられ、これらの地域においては、地震、豪雨等により付近の住家、農耕地、道路等に被害を与える恐れが強い。

(火災)

冬季に入ると季節風が吹き荒れ、乾燥状態が極度に達する場合が多く、火災発生への恐れは極めて強い。このため、住宅密集地、特に松崎地区及び三浦地区においては、大火災になる恐れがあるので十分な警戒が必要である。

(感染症)

令和2年に世界的に蔓延した「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」は、令和2年4月に当町

でも感染者が発生。その後緊急事態宣言やまん延防止等重点措置対象地域となり、飲食及び宿泊業を中心に大きな影響を受けた。今後も新たな感染症拡大による事業活動や社会経済活動の停止、さらには企業の経営破綻やサプライチェーンの崩壊等を招く恐れがある未知の感染症の発生についても、一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

(まとめ)

当町の自然災害のリスクを大別すると地震・津波・高潮・洪水・内水氾濫・土砂災害・感染症に分類される。町域のほとんどが山林原野であり、人口は町を貫流する那賀川、岩科川流域のその支流域の平坦地周辺に密集しており、上記災害の発生リスクの高いエリアと重なっている。

(3) 商工業者の状況

・令和4年3月末における商工業者数は下表の通りである。

商工業者数		会 員 数 (定款会員、賛助会員は含まない)	
	小規模事業者数		小規模事業者数
463	437	303	291

組織率	加入率
65.4%	66.6%

※賛助会員9名・定款会員11名 商工会員合計323名

令和4年3月31日 現在

会 員 の 業 種 別 内 訳										
		建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	サービス業	その他	合計
合 計		62	18	5	62	28	57	57	14	303
会員数・従業員数・規模別	0人	42	9	3	42	24	53	39	12	224
	1~2人	11	5	2	11	4	4	12	2	51
	3~5人	6	2	0	8	0	0	4	0	20
	6~20人	2	2	0	1	0	0	2	0	7
	21人以上	1	0	0	0	0	0	0	0	1
経営組織別内訳	個人	45	11	1	40	26	50	42	7	222
	法人	17	7	4	22	2	7	15	7	81

定款会員 11 名

賛助会員 9 名

・地区別会員状況

地区名	会員数	地区名	会員数	計
岩科	20名	松崎・その他	192名	323名
中川	41名	三浦	70名	

商工業者会員内訳によると、当町に従業員数 51 人以上の企業は無く、特別会員・定款会員を除いた商工会員のうち 73.9%が従業員のいない事業所である。従業員数 0 名～5 名以下までで 97.4%を占めており、松崎地区内の小売業及び海沿いの民宿など宿泊業を中心に集積している。

また商工業以外（特別会員）を除いた地区別商工会員内訳によると、事業所の多くは松崎地区 59.4%で半数以上の事業所数を占めている。

また、宿泊施設が集積している三浦地区は約 21.7%であり、地震による津波や台風による高波などの危険性がある海沿いの集落に立地している。

（４）これまでの取組

1) 当町の取組

・防災計画の策定

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、令和 4 年 3 月に松崎町地域防災計画を改訂した。

同計画に沿って、地域の防災訓練の実施、防災備品の備蓄、防災機材等の整備・点検、通信施設等整備改良を進めている。

・津波避難計画の策定

静岡県第 4 次地震被害想定によると、当町は津波により甚大な被害が予想されることから、平成 28 年 3 月に松崎町津波避難計画を策定した。この計画では、津波からの迅速かつ適切な避難を実現することを目的とし、津波避難マップと併せて活用することで、避難について事前対策を行うものである。

防災訓練の実施状況

令和 2 年 7 月 16 日 本部運営訓練

令和 2 年 8 月 31 日 本部運営訓練

令和 2 年 9 月 1 日 総合防災訓練

令和 2 年 12 月 6 日 地域防災訓練

令和 3 年 3 月 7 日 津波避難訓練

令和 3 年 12 月 5 日 地域防災訓練

令和 4 年 3 月 6 日 津波避難訓練

防災備品の備蓄状況

備蓄食料 41,603 食 非常用飲料水 17,788 本

防災資機材 発電機 19 台 蓄電池式投光器 20 台 ラップ式簡易トイレ 138 基

町内防災倉庫に備蓄

・感染症（新型コロナウイルス COVID-19）への対応

松崎町新型コロナウイルス対策本部の設置、運営及び各種対策の実施を行った。

①県「緊急事態宣言」発令による町内宿泊飲食業等への休業要請実施。

②休業等を余儀なくされた町内事業者を対象とした事業継続を支援する給付金創設。

2) 当会の取組

・事業者 BCP に関する国の施策の周知

チラシの配布・掲示及び巡回訪問時の説明等により周知を行っている。

・事業者向け BCP 策定支援

BCP を策定しようとする事業者や減災・防災に取り組む事業者に対して専門家派遣を実施し、BCP 策定を支援してきた。

・損害保険についての情報提供

・町内事業者の「事業継続力強化計画」の認定支援

・当町が実施する防災訓練への参加及び協力

1 名の男性職員が松崎町消防団員として参加しており、緊急出動時の他に防災訓練や夜警活動を積

極的に実施している。また全職員が松崎町民であるため、自身の居住する集落の住民として防災訓練に積極的に参加している。

- ・感染症（新型コロナウイルス COVID-19）に対する取組
 - ①緊急アンケート実施等による地域事業者への影響調査
 - ②感染症の拡大を防止するための、各種イベント、事業等の中止や延期
 - ③地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口設置や各種給付金申請支援サポート
 - ④国、県、町等における感染拡大防止に向けた各種施策に関する情報提供等
- ・商工会災害システムの活用

全国連が導入した本システムは、地震津波等の災害に直面した場合、被災状況を端末に入力することで静岡県商工会連合会等に自動的に報告され、商工会組織全体で情報の共有が図れる。商工会が被災し業務が混乱する中で報告に係る負担を軽減し、迅速な被災地支援が可能になる。

II 課題

- ・事業者 BCP の策定が進んでいない
 - ・策定支援のスキル習得に課題がある
 - ・町の防災計画と連動した町と商工会の連携体制が不十分
 - ・感染症対策が進んでいない
- 感染症対策 BCP の策定が進んでいない。新型コロナウイルスの感染拡大に備えるマスクや消毒液等の備蓄、リスク対策として保険の周知を図る取り組みが必要である。

III 目標

- ・事前対策の必要性の周知と BCP 及び事業継続力強化計画の策定支援
専門家、損保会社と連携し、職員向け研修会開催・知識習得、事業者 BCP 策定支援を強化する。
 - ・「リスクチェックシート」活用等により、個別事業者ごとへの助言実施、各種共済・保険制度への加入年間 10 件を目標とする。
 - ・経営指導員等の BCP 策定支援に関するスキル向上
 - ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制の構築
 - ・感染症リスクへの対応
- 感染症発生時には、事業者が速やかに拡大防止措置を行えるよう、感染症 BCP の策定を推奨する。合わせて商工会内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 4 年 9 月 1 日～令和 9 年 8 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・松崎町商工会と松崎町との役割分担、体制を整理、連携し以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・策定中である松崎町商工会の事業継続計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから事業所を守り事業継続を支援していく。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

【個別対応】

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所の

立地する箇所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応を求める。
- ・観光客が多く訪れる地域として、宿泊・観光等関連事業者を中心に土地勘のない観光客対応におけるリスクを認識、以下について計画等に定めるよう指導する。
 - ①町作成の避難勧告等に関するガイドラインに基づく避難誘導方法
 - ②最寄りの一次避難地及び指定避難所の確認、土地勘のない観光客への説明・誘導方法
 - ③交通状況の情報入手方法及び伊豆半島西南部である立地を踏まえた観光客の帰宅時の対策
 - ④宿泊施設再建等へ向けての利用可能な保険についての情報入手方法

【地域内での情報共有】

- ・当商工会ホームページ等において、国や県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要等を周知する。
- ・事業所 BCP（事業継続力強化計画や即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年9月を目標に事業継続計画の策定に取り組んでいる。
策定後、2年サイクルを目途に計画更新を行う。

3) 経営指導員等の BCP 策定支援のスキル向上

- ・静岡県等が開催する BCP 策定に係るセミナーに経営指導員等が参加する。
- ・BCP 策定を希望する事業者に対する外部専門家や損害保険会社等の個社支援に同行する。

4) 発災時に機動的な対応ができるための体制確立

訓練を定期的実施し、発災時に機動的な対応ができる体制を確立する。万一、当商工会事務所が利用できなくなった場合は、テレワークやオンライン会議システムの活用等、代替手段の確立により業務停滞を最小限に止める。

5) 関係団体等との連携

- ・伊豆地区商工会連絡協議会、静岡県商工会連合会との情報交換及び調整を図る。また、発災時において同団体と情報共有できる報告、共有ルートを構築しておく。
- ・連携損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発の活動を実施する。
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携して、BCP 関連損害保険の周知、小規模事業者に対する災害リスクの周知、小規模事業者の BCP 策定支援、BCP 策定セミナーの開催等の事前支援を行う。発災後は被災企業に対する公的支援施策の情報提供を行う。
- ・町観光協会等の町内関係機関への普及啓発の依頼、セミナー等の共催を実施していく。

6) フォローアップ

- ・商工会職員による巡回相談を通じて、県・町の最新情報を提供するとともに B C P 計画等の取組実施状況の確認を行う。併せて変更すべき計画内容等についても確認する。

- ・当町及び当会を構成員とした会議を定期的開催、状況確認や改善点等について協議する。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、町と連携し連絡ルートを確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練では複数の連絡種類（無線、携帯電話、アプリ、SNS等）について通話可能となっているかなど、定期的な確認を実施する。

8) 感染症リスクへの対応

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行い、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、感染症対応を含んだ事業者BCPの策定を推進する。
- ・感染症発生時の関係機関との連携については、自然災害の発生時に備えて構築する情報共有体制と同様の体制で対応する。
- ・収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当町と当会で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手指消毒・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、国による「緊急事態宣言」が出た場合は、松崎町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	職員の避難	発災直後	・ 拠点内の安全エリアの設定 ・ 町内の避難経路の周知・確認 ・ 避難所までの経路確認
	職員の安否確認	発災直後	・ 安否確認システムの導入 ・ 職員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)
	設備の緊急停止方法	発災直後	・ 緊急時の設備停止手順の周知・確認
	事業所への対応方法	発災直後	・ 事業所へ避難場所の周知、誘導體制の確立
2 非常時の緊急時体制の整備	町長を本部長とした災害対策本部の立ち上げ	発災後 1時間以内	・ 設置基準の策定 ・ 災害対策本部の体制整備等
3 被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況の有無の確認 当該情報の第一報を町、県商工連に報告	発災後 12時間以内	・ 被害情報の確認手順の整理 ・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4 その他	町等との各種調整	発災後随時	-

2) 応急対策の方針決定

- ・当町と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

(台風における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない際の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 30%程度の事業所で停電 ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が想定されている地域への連絡が取れない。 ・被害が想定されている地域への交通網が遮断され確認が取れない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 5%程度の事業所で停電 ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考え対応する。

- ・本計画により当町と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	被害が分かり次第、都度状況を共有する。
1週間～4週間	1日に2回共有する。
4週間～2か月	1日に1回共有する。
2か月以降	1週間に1回共有する。

- ・松崎町で取りまとめた「松崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

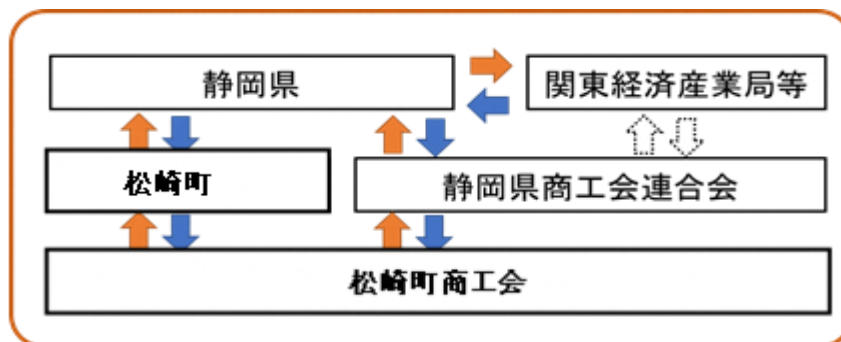
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のとおり確認し実施する。

①被害状況の確認方法

当会は商工業関係についての被害調査を実施、「非住家被害（事業用建物）」「商工被害（棚卸資産、有形償却資産）」の2つについて主に現地確認により調査する。

- ・ 当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当町より県へ速やかに報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と松崎町が共有した情報を静岡県指定する方法にて当会または松崎町より静岡県へ報告する。



○被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	建設業・小売業・サービス業・その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の状況(全壊・半壊等) ・ 浸水の状況(床上、床下) ・ 機械施設の状況 ・ 製品・商品等の状況
被害額(千円)	
内訳	建物、機械装置、製品、商品その他

②被害額算定の対象

非住家被害・・・事業復旧に必要な撤去費用、再調達価格または修繕額。

商工被害・・・棚卸資産については仕入原価・製造原価額、有形償却資産については事業復旧に必要な撤去費用、再調達価格または修繕額。

③被害額の算定基準

◆算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度を目安	被害額の算定基準
非住家被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める。事業の復旧に直接関係しない経費は除く。
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水し	

		たもの	
商工被害	商品・製品・仕掛品・原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める。
	構築物・車両・機械装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める。

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・対応可能な役職員により地区内小規模事業者への個別訪問等を行い、目視やヒアリング等により各事業所の被害状況詳細を確認する。
- ・併せて応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）については、チラシ等印刷物、HP・SNSの活用、もしくは口頭説明等により積極的に周知していく。
- ・相談窓口や会員事業者を巡回等した際に得られた要望等に関して、必要に応じて三役会、理事会等の開催・承認により、国・県等に対する緊急要望として提出していく。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年7月現在)

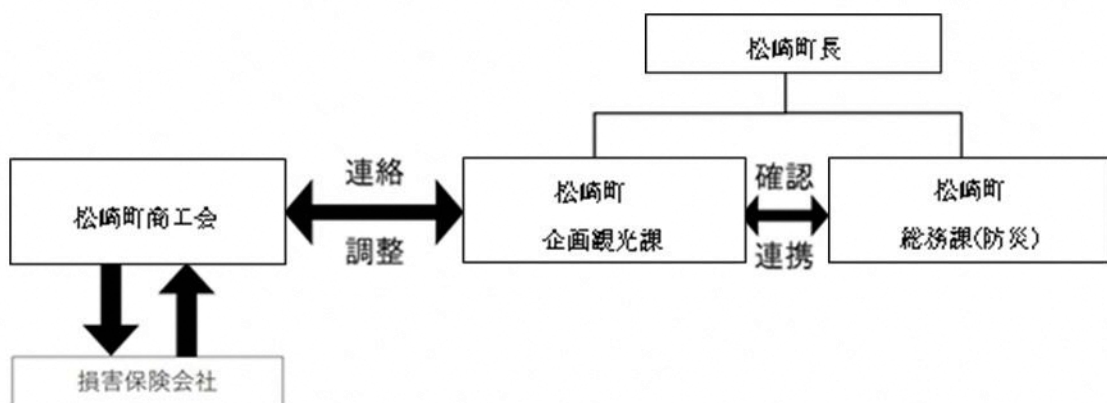
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

①商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

以下の5名体制で事業を実施する。

事務局長	1名
法定経営指導員	1名
経営指導員	1名
経営支援員	2名

②商工会と松崎町の連携組織図 (令和4年7月現在)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：後藤 英人

■連絡先：松崎町商工会 TEL. (0558) 42-0470

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

事業継続力強化支援事業の実施、実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。

また、1年に1回以上、進捗確認や見直し等を行う。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

〒410-3624 静岡県賀茂郡松崎町江奈 231-2

松崎町商工会

TEL : (0558) 42-0470 / FAX : (0558) 42-2247

E-mail : matsuzaki@mail.wbs.ne.jp

②関係市町

〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1

松崎町役場 企画観光課

TEL : (0558) 42-3964 / FAX : (0558) 42-3183

E-mail : kankou@town.matsuzaki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800	800
専門家派遣費	200	200	200	200	200	200
通信運搬費	100	100	100	100	100	100
パンプ等作成費	500	500	500	500	500	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業委託費、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 静岡支店 支店長 生田陽一 〒420-0034 静岡市葵区常磐町 1-7-5 TEL 054-254-8224
連携して実施する事業の内容
1. 事前支援 <ul style="list-style-type: none"> ・BCP 関連損害保険の周知 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・小規模事業者の BCP 策定支援 ・BCP 策定セミナーの開催 2. 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災企業に対する公的支援施策の情報提供 ・被害状況に照らし合わせた速やかな保険請求のサポート
連携して事業を実施する者の役割
1. 事前支援 連携先は専門家を派遣し、小規模事業者に対する災害リスクや損害保険、BCP 策定の専門的な知見に基づいた支援を行う。商工会は連携先が情報提供する場の設定、BCP 関連セミナーの企画及び運営、小規模事業者への周知を行う。これにより、小規模事業者の危機管理意識の向上、保険の契約内容の見直し、BCP 策定促進に繋げる。 2. 復興支援 連携先は専門家を派遣し、被災企業に対する公的支援施策の情報提供、相談に対応する。商工会は連携先が実施する相談会の開催、専門家の派遣等を行う。速やかな保険請求のサポート等により被災企業の早期の復興支援に繋げる。
連携体制図等
<pre> graph LR A[あいおいニッセイ同和損害保険(株)] <--> 連携 B[松崎町商工会] B -- 支援 --> C[小規模事業者] C --- D["① 事前支援
② 復興支援"] </pre>